

西村大臣及び尾身会長記者会見要旨

令和3年1月13日（水）20時14分～21時06分（52分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）お待たせしました。

本日、もう既に総理から御発言がありましたとおり、基本的対処方針等諮問委員会にお諮りした上で、先ほど開催されました政府対策本部決定により、緊急事態措置を講ずべき、実施すべき区域に大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の2府5県を加えることといたしました。期間は明日の1月14日から始まり2月7日までということであります。

基本的対処方針につきましても、この変更を受けまして変更したところであります。状況を私の方から御説明申し上げ、尾身先生の方からまた補足をしていただければと思います。

まず首都圏の1都3県の状況は、病床が非常に厳しい状況であります。そして、10万人当たりも日々、東京も80人台、45人と55人とか大変厳しい状況でどんどん増えていきますので、先週比も1.8とか1.6前後で非常に高い水準でありますから、どんどん医療への負荷が高まっているわけであります。

そして、療養者数がこれだけの数になっておりますので、陽性率も埼玉を除いて十数%ということ、極めて深刻な状況であります。改めて国民の皆様にご協力をお願いしたいと思います。

そして、今回追加をすることになりました愛知、岐阜に、三重も含めた中京3県の様子ですけれども、御案内のように3県とも医療は非常に厳しい状況になってきていますが、愛知と岐阜はこの基準でありますと25人を超えてきています。そして、療養者の数も非常に高い数字になってきているということでもあります。

一方、三重は陽性率もまだ8%台であり、10万人当たりも13人台ということで、自ら独自の緊急事態宣言を発出して、愛知、岐阜と一緒に取り組むと聞いております。昨日、三重県知事とも情報を共有したところであります。

そして、関西圏につきましては、大阪、京都、兵庫につきまして、御案内のとおり病床がかなり逼迫している状況で、大阪は10万人当たりも30人を超えて43人ということでもあります。

そして、今日も幾つかの県が諮問委員会でも話題になりました

たけれども、滋賀、奈良につきましては、まだ情報を確認しているところはありませんが、確かに病床はかなり逼迫してきている状況があるんですけれども、人口10万人あたりは20人をまだ切っておりますし、感染経路不明が滋賀も24%台、奈良が38%台ということで、かなりの程度追えてきていると。先ほど申し上げた兵庫の68とか、首都圏のこの高い数字に比べると20以下であり、まだ追いかけてきている状況ということでもあります。

両知事とは私は話をしておりますけれども、関西広域連合の仁坂代表と話をしております、関西圏ではまずこの3府県、大阪、京都、兵庫が逼迫してきている状況にあり、感染拡大しているのので、是非、要請を受けてくれということで伺っております。

そして、栃木とその両隣の茨城、群馬についてであります、確かに茨城、群馬も病床がかなり逼迫してきている状況なんです、実は10万人あたりはまだ25人にいていないということと、特に茨城は27%台、群馬はかなり高い数字になってきています。また、栃木が40人ということで、これはもう大阪、福岡に匹敵する数字でありまして、何より療養者の数が67人と大変増えております。

その中で昨日、栃木の福田知事と話した中で最も印象的であったことは、入院調整をしている方が900名に及んでいるということでありまして。もちろん東京はもう6,000人を超えているということで非常に高い数字なんですけれども、地方部でこれだけの数が入院できずに調整しているという極めて深刻な状況、これを福田知事から聞きまして、今日の諮問委員会でも、そのことを専門家の皆さんに御紹介いたしました。

栃木は医療、公衆衛生体制を含めて、非常に厳しい状況になってきているということでありまして、今回、対象に加えたわけではありますが、それに比べると茨城、群馬は確かに基準は満たしてきておりますけれども、両知事が「自分たちはまだ緊急事態宣言の状況ではない。むしろ、ならないようにするために全力で頑張っていきたい。」ということでありましたので、私の方から出来れば回避する取組を、国としても応援していくということで申し上げたところであります。

それから、福岡については41人ということで、非常に高い数字で、急激に増えております。しかも前週比が1.9というこ

とで、ほぼ倍になってきております。陽性率も 12%、病床も非常に厳しいということでもありますので、私から昨日、小川知事にお話をして、こうした状況。

そして、常々、尾身会長からも御指摘をいただいていることでもあります。熊本、宮崎も実はかなり高い感染者の数が出ているのですが、九州全体を抑えていくためには、やはり福岡を抑えることが大事だと。今回の緊急事態宣言の1つの考え方がありますけれども、大都市部をしっかりと抑える。そこから地方部、全国へ感染が拡大するのを抑える。そのために首都圏を最初に指定したわけでもありますけれども、そういった観点で九州全体を抑えるために、福岡の対策が必要だということでもあります。

この熊本と宮崎、それぞれに非常に厳しい状況にはなっているんですけども、感染経路不明の割合が 18%台、23%台ということで、かなりの程度でクラスターを追えています。そういう意味で昨日、私は両知事と意見交換をしましたが、既にも、既に宮崎は出されていますが、独自の緊急事態宣言を発出して取り組むと。

何とか緊急事態宣言に行かないように取り組みたいというお話もございましたし、私からは8時までの時短であったり、あるいは熊本も高齢者施設でかなり院内感染が出ていますので、高齢者施設はリスクがあれば、感染者が出ていなくても全員行政検査ができるということで、改めてお願いをしまして、重点的な検査をしていただきたいということでお話をしたところであります。そうした観点から今回、九州の一番の中心である福岡を対象にするということでもあります。

そしてもう一つ、広島であります。広島も医療が非常に逼迫している状況にあるんですが、実は広島はもう既に8時の時短をやっておりまして、急激に拡大した感染を抑えてきたわけがあります。したがって、大幅に増加しているというよりは、下がってきたのが下げ止まって、もう一段下げなければいけないという状況で、前週比を見ますと 1.03 ということで、急激に増えている状況ではありません。しかも 20 人を下回ってきていますし、陽性率も 6%台ということでもありますので、これも昨日、湯崎知事と意見交換をしました。

広島県全体で見るとこういう状況だけれども、広島市内がかなり厳しい状況にあるので、広島市内の中の対策を強化したい

ということで、このことについて私から国としてもしっかりと支援をしていくということで、今回は緊急事態宣言の対象とはしないという判断をいたしました。

こうした様々な指標に基づいて今回、諮問委員会にお諮りいたしました。そして、今申し上げたような趣旨のことを私からも説明申し上げ、また、データをしっかりとお示しして、いろいろな議論、御質問もいただきましたけれども、最終的にこの7府県を追加するというところで、御了解をいただいたわけでありませぬ。

その上で改めてでありますけれども、緊急事態宣言の内容、総理がよく4点と言われますけれども、まず昼間も含めた不要不急の外出自粛であります。それから、これは県をまたぐ移動も含めた移動の自粛。

そして、2点目が、今回の感染拡大の起点となっているとされております飲食の場、飲食店に対する8時までの営業時間短縮。そして、酒類の提供は19時までということでありませぬ。このことについては月額最大180万円までの協力金の支援を行っていくということでありませぬし、店舗ごとに東京都は今回、出すということでありませぬから、多店舗を持っておられる事業者の皆さんにも支援が届いていくと思っております。

それから、この飲食の場につながる人の流れを削減するという観点から、3番4番があります。3番は出勤者数の7割削減を目指すということで、7割のテレワークをお願いしております。

そして、人の流れを減らすという観点から、劇場、映画館、遊園地など、そしてイベントについては50%、5,000人、8時までということ自粛を働きかけているところであります。

今日も国会で質疑になりましたけれども、昼間も含めた外出自粛と、それから出勤者7割削減というのは、昨年の春の緊急事態宣言のときに取った措置と同等の措置であります。私は、これはかなりきつい措置、厳しい措置だと認識しております。もちろんエッセンシャルワーカーの方もおられますので、そうした方への配慮は必要でありますけれども、事業者の皆さん、そして、国民の皆さんに御協力をいただかなければなりません。

大変な不便をおかけするわけでありませぬけれども、何としても先ほど申し上げたような、桁違いの感染拡大を抑えていく。そして、国民の皆さんの命をお守りするという観点から、是非、

御協力をお願いしたいと思っておりますし、今日の諮問委員会で多くの専門家の皆さんからも御指摘のあった、国と地方と専門家と、そして事業者の皆さん、国民の皆さんお一人お一人が心を一つに共感を持って、そして一体となって取り組んでいく。このことが大事だと。

そして、国、地方、専門家の皆さんもワンボイスでこうした取組を発信していく。このことの重要性を指摘されたところでもあります。引き続き国民の皆さんに届くように、共感を持っていただけるように、私自身も、そして政府全体として、丁寧な発信を心がけていきたいと考えております。

それから、総理から御発言もありましたけれども、水際対策の強化をすることといたしました。宣言解除までの間、ビジネスストラック、レジデンスストラックを停止するということでもあります。また、今は入国者全員に対して 72 時間前の検査、そして入国後の検査を義務付けているところでもありますけれども、その全員に対して、14 日間待機等の誓約書を求めることといたしました。その期間、英国からの帰国者が飲食を共にした方で感染が拡大した、という事例が報告されております。

その上で違反した場合には、次のような対象となるということです。一つには検疫法上の停留であります。それから二つ目が氏名等の公表。3 点目が、外国人の場合は在留資格取消手続及び退去強制手続。こういった対象になるということです。ですので、こういった取組を通じて、水際の対策に万全を期していく。感染を持ち込ませない、そして国民の皆さんの命を守るという観点から、こうした措置を取ることといたしました。

私からは以上であります。

(問) 2 問お伺いします。1 問目は大臣にお願いいたします。

先ほど総理の記者会見で、緊急事態宣言の地域以外で宣言に準じた対策を講じる場合には、同様の支援を実施する考えを示されました。これは協力金のことを指すのでしょうか。もう少し具体的な中身をお伺いしたいのと、宣言対象地域との違いが分かりにくくなる気もするんですけれども、その辺りの御所見もお伺いしたいです。

(大臣) ステージがⅢかⅣか悩ましいところがあるんです。茨城なんか陽性率 9% でまだ 25 人にいていない。それから、感染経路が不明とか。広島も 6%、19 人。こういった地域が

あります。

もちろんどういう状況かというのを丁寧に、感染状況や医療の状況を確認していくわけですがけれども、ステージⅣが近づいてきているという中で、完全に入ったわけではないけれども、ここで強い対策を取ることによって、ステージⅣに行くのを防ぐということ、私と知事との間で確認した上で、準じた措置を講じるということになった場合に、協力金6万円といった支援策を講じていく。その趣旨を総理から発言されたわけであり

ます。なかなか難しいところなんですけれども、そもそもの発想は大阪、関西圏の事例で、増えた要因などの分析で数日かかるといいうケースがあるわけですがけれども、場合によってはその間に感染拡大してしまう可能性もあります。

今回は専門家の皆さんにもお願いして、早く分析をしていただいで、私どもとして判断をしたわけでありましてけれども、私の方から「20時までの対策を今の段階から講じてください」ということも申し上げました。ああいう場面があった場合に、それぞれの地域で強い措置を講ずることに躊躇しないように、支援策を用意するという趣旨であります。

ですので、そういった所がたくさん出てくるということは想定せずに、そういう場面で必要な場合に、準じた措置を講じていくということで、今回1月7日に緊急事態宣言を発出したときにも、そのことは基本的対処方針に明記させていただいておりますので、そういう趣旨で、いざというときにはこういった措置も考えていきたいと思っております。

（問）2問目はお二人にお伺いします。

今日の諮問委員会で「宣言の解除シナリオを複数提示すべきだ」との声が出ていたというふうにお伺いしているんですけれども、その点の御所見をお伺いしたいと思っております。

（尾身会長）その話は実はまだ始まったばかりで、もうしばらくは続くわけですよ。私達は前もってもちろん一番良いシナリオは、2月7日にステージⅢ、あるいはⅡまで行くことなので、それを目指して今頑張っていて、一体感をだんだんと醸成してきています。

ただし、政策としては幾つかのシナリオをやはり考え、予めシナリオを想定して、その場合には一体どういうことをするか

ということを、ある程度具体的なことはまだ始まったばかりですけれども、基本的な考えは今から構築していく必要があると思います。そういう中で今日、諮問委員会で出た意見は、結局シナリオといっても大きく分ければ今回は2つだと思います。

前回の勝負の3週間には3つのシナリオを出しましたがけれども、今回は緊急事態宣言という中で、ともかくなるべく早く日本国全体が早くステージⅢに行きたいわけですよ。そういう意味では、シナリオは大きく分けて2つ考えておけば良いと思います。1つはベストケースで、2月7日近くになってきて、どうも上手くいくぞと。みんなが協力していただいたおかげで、比較的早くステージⅢに行きそうだと。これを目指すわけですよ。

こうなった場合の対応は当然、予定どおりというかベストケースですから、どんどん下がっているということであれば、解除した後にも、ステージⅡまで行くときに必要なものは継続する、ということも前にも申し上げましたよね。そういうことで、ただかなり下がってくれば、ある部分は解除をするということも視野に入ってくる。ただ、全部をということになると、また感染のリバウンドが起きるので、最低これだけは維持しようということベストケースになると思います。

もう1つのシナリオ、つまりベストケースでないシナリオは、具体的に言えば感染がまだどんどん拡大している場合ですが、これは絶対避けたいですよ。一応理論上はそういうことです。あとは横ばい。それから感染の減少が極めて緩やか。この3つはある意味では大きな括りでは一緒ですよ。この場合には今日決めました基本的対処方針、ああいうことだけではどうも足りないということを示すわけですから、さらに強い対応が必要ということになって。

ただ、具体的にどんな対応かというのは、今私は基本的な考えを述べただけで、これから当然、2月7日に至るまでには、感染状況の評価だけじゃなくて、今回はいろんな対策を打つわけですから、これの効果というものを適宜モニターして、それによって「これは効いているので、もうちょっとやるべき」あるいは「これはやっているのにあまり効いていない」ということで、ここはかなり強力にやるべきこと。あるいは今までやっていないことも含めてやる必要か、それは評価をして。そういうシナリオを今からみんな一般の人にも。そして、ベストケ

一スシナリオに行くんだと。

ただ、行かない場合にはそういうこともあり得るという、ここはやっぱり政府として、あるいは我々分科会として、それをお示しすることが責務だと私は思っております。

(大臣) 今、尾身先生が言われたそのとおりだと思います。私の立場でいうと、まずは緊急事態宣言を2月7日までに解除できるように、ステージⅢのレベルまで、まずは感染の状況、それから医療の状況を含めて引き下げていく、これが何より大事でありますので、そのために中心となっているさっきの4つの対策、国民の皆さんには本当に御不便をかけますけれども、これをお願いしたいと思いますし、私どももそうした取組に対して、全力で支援をしていきたいと考えております。

そして、そこで終わりではありませんので。ステージⅢはある意味チェックポイントで、そこから上に行かないようにするレベルでありますから、それを何とかステージⅡ以下に下げていく。ここは昨年春に解除をした後の経験がありますので、いわゆる段階的に解除していくという考え方があります。そうなるようにそれぞれの地域の状況を見ながら、段階的に経済とのバランス、制限の方は段階的に解除していくという考え方で臨みたいと思っております。

2月7日に向けて、様々な今御指摘のあったチェックポイントがあると思いますが、これが朝の1都3県の人出であります。7日との比較です。多くの所でわずかですけれども減少しています。7日が、会社が始まっていたのか始まっていないのか、ちょっと微妙なところもありますので、この1日で判断できるわけではありません。

これは前回の緊急事態宣言、4月7日時点のデータと1月13日の比較ですが、東京駅が38%減っているということで、ちょっと大きいかないという感じがしますが、他方で渋谷とか千葉、船橋辺りは20%以上増えています。1日だけで正確なデータが出ているかどうか分かりませんが、こういったことをずっとモニタリングしていきながら、朝の通勤の時間帯、それから昼間、それから夜、こういったところをしっかりとモニタリングして、人の流れがしっかりと抑えられているかどうか。

やはりこれは尾身先生の前で大変恐縮ですけれども、私が最

初から教えられたことは「人と人との接触を下げることで、感染症対策の基本だ」ということでありますので、それを削減していくこと。特に飲食につながるようなところは抑えていかなければいけないということでもありますので、こういったところをモニタリングしながら対応したいと思えますし、昨日も申し上げましたけれども、1都3県の知事の皆さんに、7時半とか夜8時の見回りにもしっかりと対応していただきたい。

これは多くの店に協力いただきたいと思えますし、外出自粛の呼びかけも行っていたいただきたいと思えますし、あわせて昼の食事時も大勢で食事をしていないか、こういったことを含めて対応できないかということ、それぞれの知事にもお願いをしていきたいと思っております。夜の見回りの強化、これは幾つかの県ではもうスタートして、テレビでも放映されていきました。知事自ら先頭に立って対応しておられる姿がございました。

事業者の皆さんにも国民の皆さんにも御不便をおかけしますが、私ども政府、そして自治体が一体となってしっかりと支援も行いながら、御協力をお願いしていければと思えます。

（問）大臣、朝から御苦労様です。今の飲食店の支援のところで改めて教えてください。

緊急事態宣言の対象外の地域でも、準じる地域については6万円の協力金を出すということですが、一方で先ほど大臣は「たくさん出てくることは考えていない」ということもおっしゃっていました。具体的にどの地域が4万円から6万円の増額の対象になるのでしょうか。この決め方ですとか期間ですとか、今の段階で分かることを教えていただけないのでしょうか。

（大臣）基本的に今回の支援策のパッケージは、緊急事態宣言の対象地域ということでもありますので、それが大原則であります。協力金について言えば、それ以外の地域も年末年始に時短協力を行っていただけのお店に対して、1日4万円ということ、月額換算最大120万円、この支援は継続していくことにしております。

そして、それぞれの地域で取り組んでいただくわけですが、その中で緊急事態宣言に至るか至らないか、ステージⅣの対策が必要となる地域になるかならないか、そういった地域が出てきた場合に協議していく中で、感染状況や医療の状況を共有する中で、そういった準ずる措置を取っていただいて、そ

して緊急事態宣言と同等の支援を行うということがあり得ると
いうことでありますので。

現時点でまだどういった地域が対象になるか、具体的に何か
あるわけではありませんけれども、例えば申し上げれば今回、
大阪や兵庫、京都から要請があったときに、専門家の御意見を
聞きながら判断をしていく過程で、万が一遅れてしまっただけ
ではありませんので、その場合には「8時などの時短やテレワーク7
割ということをして先にやってください」ということを私は申し上
げたわけですので、そういった場合に準じた措置ということが
あり得るのではないかと考えているところであります。

ですから、そんなに幾つも幾つも出てきて、準じた措置で全
部済まそうとかそんな気持ちは全くありませんので、むしろ緊
急事態宣言が必要なところは専門家の御意見を聞いて判断をし
ていきますし、そうでなければステージⅢ相当の対策が必要と
いうことであれば、そこを一生懸命やってみようということ
がありますが、ぎりぎりのようなケースが出てきた場合に、こ
うした準ずる措置といったものを活用できればと考えています。

（問）この第3波で先週、今週と多くの地域で緊急事態宣言を
出すことになってしまって、恐らく大臣も尾身先生も望まない
結果になったんじゃないかと思えます。非常にきつい質問かも
しれませんが、尾身会長には、なぜこういう結果になってしま
ったのか、分析をある程度具体的に、先ほど総理の会見の中
でも政府や自治体のお話もありましたが、どういうことが要因
としてあるのか。また、見直しをするにはどうしたら良いのかを
ちょっとお答えいただきたいのと、西村大臣には、政治家とし
てこの結果をどう受け止めていらっしゃるか。また、何か反省
することがあるのか、今後はどう生かしていくのかをお話し
いただければと思います。

（尾身会長）今回、こういう要因になったということはいろ
ろ原因があるし、最終的な評価はまだ少し早いと思えますけ
れども、1つは、いわゆる皆さんが2波と言われている状況で、
あれがだんだんと下がってきましたよね。下がってきて止ま
ったんですね。あの辺の状況で、今回のいわゆる今の状況とい
うのはあそこから始まったわけです。かなり高い位置から始
まったということは1つ、私は大きな要素としてあったと思
います。

そのときの状況はどういう状況かというと、私ども、あの頃は社会全体の機運と言いますかが一応もう2月頃からずっと経済活動もかなり厳しく抑制し、GDPもかなり打撃を受けたということで、社会全体、人々の気持ちもですけれども、少し経済活動、社会活動を徐々に戻す。その上、人々の気持ちとしては、一般、我々の市民としては、もうコロナ疲れと同時に、だんだんと感染しても特に30代、40代の比較的若い人は症状があまり重くならないということも、これは誰のせいではなくて分かってきた。そういうことの中で、だんだんと4月の頃に比べると国の要請あるいは自治体の要請に、なかなか協力が得られにくくなってきていると。

そういうような状況の中で、さらに今日はもう緊急事態宣言ということでその問題は解決したと思えますけれども、なかなか国と自治体との関係も、一時は少し一体感が不十分なところもあった。

それでまた、なかなかこれは我々の責任でもあると思えますけれども、そういうようなことが従来から言っていた「5つの場面」というのが、実は感染のリスクが非常に高い所ということで、そのことがなかなか。今は国の方でもう始まったと思えますけれどもYouTubeだとか、若い人が見るSNSとかそういう所で。そういうことで政府あるいは専門家の我々の力不足というところもあって、なかなかそういうメッセージが、多くの人にはもうやってくれているんですけども。

今回は明らかに人の移動というものの、人の接触ということが比較的若い人が意図せずに出て、それで二次感染が起きて、それで家庭内とか職場に結果として伝わる。そういうようなことがなかなか、我々の力不足もあったかもしれませんが、期待どおりの行動変容が4月の頃に比べて、なかなかそういうことなので。それで急に最後の、ここにきては、そういうことがあったんだけれども、やはり年末の忘年会だとか、そういうことでまた人が出て行って、それ以外の要因があるかもしれないので、これについてはまだ時期尚早、はっきりと断言はできませんけれども、どうもやっぱり年末、忘年会なんかで食というものを介して、中心に感染がどうも広がって、最終的にはこういうことに。そういうことへの分析が、私が今の御質問に対する現時点での答えという感じだと思います。

(大臣) 今の尾身先生の分析も踏まえながら、やはり12月に、

飲食をする機会が多いこの月に、そして寒くなり乾燥した状況の中で感染が拡大していったというところで、今回、今の御指摘も踏まえて今後やらなければいけないこととして3点申し上げます。1つは、やはり繰り返しになりますけれども、国民の皆様に御理解をいただいて、共感を持っていただける、そういうメッセージの発信。これは今のSNSなども活用した、もっと工夫をしながら対応していけることがあるのではないかと。このことをしっかりとさらに対応していきたいと考えています。

2つ目には、もう毎日のようにそれぞれの知事と連絡を取り合って、また事務的にも連絡を取り合って、状況を共有しながら対応をしてきていますけれども、これまで以上にさらに緊密に連絡を取り合って、どこまで対応ができて、それがどんな効果を生んでいるのかというようなことも含めて、状況を共有していきたいと思えますし、昨日、総理と1都3県の知事との間で連絡会議を設置するということも決まりましたので、早々にこれを立ち上げて、私ども内閣官房だけじゃなくて、関係する厚労省や経産省や審議官クラスで、それぞれの都庁、県庁の幹部の皆さんと常に情報を共有し、対応をより深化をさせていく、こういった取組を強化していきたいと考えています。

そして3点目は、これは実は尾身先生にもお願いしているところなのですが、やはり検査について、分科会の提言をいただいて、私ども、いわゆる症状がある人はもうできるだけスムーズに受けられるようにしなければいけないということ、できるだけ早く受ける。

そして2つ目に、事前確率が高い、リスクの高い場所、そして方々ということ、夏にはこうした提言にしたがって、繁華街を重点的に検査をやって、そしてまた北海道、冬の札幌もそうです。重点的に検査をやって、これが一定の効果を挙げてきたわけでありませう。

そして、高齢者施設も感染者が出ていなくてもリスクが高いと判断すれば全員、入所者もスタッフも行政検査で検査ができるということ、これも何度となく厚労省から各県にこうした通知を出してお願いをしてきたところでもあります。この間、私も何人かの知事とこの話をしてきました。もう高齢者の命を守るために、重症化を防ぐために、もう全員検査をやってくださいということもかなり強く申し上げてきたところもあります。

先ほど御紹介した熊本県知事もそうしたことも申し上げてきました。

そうした中で、こういったことをさらに徹底していくことと同時に、今もお話がありました無症状の方々への対応。御案内のとおり、民間の施設が都市部の新橋やあちこちで開かれて、列をなして受けられています。もちろん民間の検査には精度の問題や、あるいは陽性になった場合の報告義務などがあるわけでもあります。様々な課題はありますけれども、やはり民間のこうした検査能力をどう活用していくのか。そして、無症状の方、ここはもう何度も尾身先生とも議論をしてきました。確かに今日受けて陰性であっても、明日は陰性かどうかは分からない。毎日受けなければいけない。そのとおりです。しかも、偽陰性もある、偽陽性もあるという中で、さらに民間の精度の問題もある。こうした中で課題はあります。しかし、何か予防的にこうした方々のところを何かできないのかということ、もう一段、専門家の皆さんに御議論をいただきたいと思っているところでもあります。

今は保健所の負担も極めて厳しい状況で、大変な状況でありますので、今さらに何か新しいことをやるという状況ではありませぬけれども、民間でもかなりの数の検査が行われているわけでもあります。そして、3次補正の予算の中で、以前に紹介をしました30億円を計上して、SNSや様々な情報から今後の感染状況を、人工知能を使いながら分析をしていく、予測をしていくということを考えております。その中で、協力いただける民間のそういう検査機関とも連携をして、そうした検査の状況も、もちろん個人情報を保護しながら、どういった地域でどういった世代でどういったことが起こっているのか、この分析も進めたいと思っております。

そうしたこともあわせて、専門家の皆さんにもう一段、検査によって何か、早くこの感染拡大を知る、探知を見つける、こういったことを含めて検討をお願いしているところでもあります。こういったことを頭に置きながら、今後の対応も専門家の皆さんの御意見を聞いてしっかり考えていきたいと思っております。

(問) 今日の諮問委員会では、7府県追加の諮問についてメンバーから、唐突な感じがしたというふうに、データに基づいて検討ができなかったという声が出ています。実際、今回の7府

県の中には要請そのものがなかった県も追加されていますが、その辺りを大臣として、今回の追加決定のあり方について御所見をお願いします。

（大臣）これは後ほど尾身先生からも少し触れていただいたらいいと思うのですが、そういった御意見もいただきました。今日、データをお示しして、そして先ほど御説明したとおり私から、それぞれの知事とのやり取りをはじめ丁寧にお話をさせていただきました。その上で最終的には、こうしたそれ以外の県の状況、あるいは福岡の状況を含めて御理解をいただいて、今日の7府県の追加ということで、最終的には御了解をいただいたと理解をしております。

ただ確かに、それぞれの要請があった県、これは栃木で言えば昨日の午後だったですかね、要請をいただいたわけでありますので、私どももちろん基礎データはあるんですけども、最新の県のデータなどを取り寄せ、そして検討を進めたわけでありまして、そういう意味でもう少し時間的余裕を持って対応できるのであれば、情報を事前に提供してやるということがあり得たのかなと思います。ただ今回は急激に、急速に感染が拡大している状況でありましたので、先ほどお示ししたように1週間で2倍になってきている。そして、栃木の場合でも、入院調整をする人が900人も出ているという状況で、強い危機感を知事からは示されたわけでありますので、そういう意味で、急遽感染増加に伴って、こういった形をお願いをしたということで、委員の皆さんには御理解を求めて、最終的には御理解をいただいたのだと理解をしております。

（尾身大臣）今の御質問で2つ、委員の人から唐突感ということと、要請が県から出ていない部分。唐突感と言われるこのことは、実は諮問委員会の場合にはどうしても分科会と違ってそういう課題があるんです。分科会の場合は、もう分科会の議題がかなり早くから分かっていて、皆さんは多分御承知かと思えますけれども、分科会のメンバーで非公式に、実際の会議が始まる前にその何十倍も議論をする。だから、メンバーのほとんどの人は何が議論されているか、どんなふうにお互いが考えているかが分かる。

しかし、諮問委員会の場合は、分科会是我々が提案するところが多いですけれども、諮問委員会の場合は国がこういう緊急の事態でこうなって、実は私どもメンバーの何人かは毎

日のように、これは大臣が時々おっしゃっているように、これはこういうデータ、あるいは知事との情報交換について、我々はつぶさに知って、我々も意見を言うということがコンスタントに行われているのですが、正直ベースで、大臣あるいは事務局もこういう緊急時ですからてんやわんやで、私達もで、そういう意味ではこれからの、こういうことをすれば良いのかというの、こういう議論を誰かがまとめて、それをみんなに、他のメンバーにシェアするということができるれば良いですが、なかなか御承知のとおり、もう次から次にいろいろなことを。そういうことがちょっと諮問委員会には、そういう部分があるので、これについてはどんなことができるかを事務局とも相談したら良いですね。諮問委員会との違いが事実としてある、時間の制約の中で。

今日の時には、前には出すわけですけれども、時間が少ない。これが分科会とはちょっと違う。ただし、今、諮問委員会の中では自由に意見を言うことができるので、今日も言って、それについては国の方も随分真剣に受け止めていただいたと思っています。

あとは、要請が云々という話ですが、これは大臣が頻繁に関係の知事さんと連絡を、我々もそばで、電話の内容は聞かせんけれどもそれは。

ただ私は専門家の立場からすると、知事の要請というのは重要な要素ですよ。だけど、私たちは、分科会あるいは諮問委員会の考えは、そういうことはもちろん考慮するけれども、それとは別にやはり客観的な感染状況、それから医療の体制ということがあるので、ここは少し微妙なところで、実際、だから必ずしも今回も知事の要請がない県もあったし、知事の要請という部分がそれと必ずしもリンクしていない。むしろそこは我々、分科会としてはそういう部分があっても然るべきで、これはやっぱり国民に説明するのに、知事が要請したからだけでは、知事の要請は重い重要な事実ですけれども、それだけでというのは我々分科会としては、十分に尊重し考慮するけれども、それだけに限定しないで、もっと客観的にやるということが我々の使命だと思って、そういう意味で意見をずっとこのとおり申し上げてきたということです。